

＜ 重要事項説明書 ＞
介護療養型老人保健施設アルメリアのご案内
(2026 年 9 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・ 施 設 名	介護療養型老人保健施設 アルメリア
・ 開 設 年 月 日	2011 年 4 月 1 日
・ 所 在 地	埼玉県深谷市人見 2031
・ 電 話 番 号	0 4 8 - 5 7 4 - 8 7 7 7
・ F A X 番 号	0 4 8 - 5 7 4 - 8 8 2 2
・ 管 理 者 名	施設長 田中 建治
・ 介護保険事業者指定番号	(第 1 1 5 4 6 8 0 0 3 5 号)
・ 利用定員	入所（従来型） 84 名
	入所（ユニット型） 36 名
	通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） 60 名

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や、リハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3) 施設の職員体制

当施設の従事者の職種、員数は、次の通りであり、必置職については法令の定める所による。

①医 師	1.2 人以上
②看護職員	20 人以上
③介護職員	20 人以上
④支援相談員	1.2 人以上
⑤理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1.2 人以上
⑥管理栄養士	1 人以上
⑦介護支援専門員	1.2 人以上
⑧薬剤師	0.4 人以上

(4)-1 入所定員等（従来型）

- ・ 定員 84 名
- ・ 療養室 認知専門棟(個室 4 室)、認知専門棟(4 人室 9 室)、一般 (4 人室 11 室)

(4)-2 入所定員等（ユニット型）

- ・ 定員 36 名
- ・ 療養室 ユニット型(個室 36 室)

(5) 通所定員

- ・ 定員 60 名

2. サービス内容及び費用について

(1) サービス内容

- ①施設サービス計画、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ②食事（食事は原則として下記の時間にご用意いたします。）
朝食 8 時 00 分～ 昼食 12 時 00 分～ 夕食 18 時 00 分～
- ③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります）
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護
- ⑥リハビリテーション
- ⑦相談援助サービス
- ⑧栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩理美容サービス
- ⑪基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑫行政手続代行
- ⑬その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

(2) 費用

＜別紙 3＞＜別紙 4＞に定めた通り

3. 協力医療機関等

当施設では、下記医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようになっています。

協力医療機関	協力歯科医療機関
名 称 あねとす病院	名 称 すずき歯科医院
住 所 埼玉県深谷市人見 1975 番地	住 所 埼玉県深谷市長在家 375-2
診療科目 内科 外科 リハビリテーション科	診療科目 歯科

4. 施設利用にあたっての留意事項

・当施設の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとします。

施設利用中の食事は、特段の事情ない限り施設の提供する食事を摂取し、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととします。

利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、施設内へ利用者、ご家族様による食べ物の持ち込みを禁止させて頂いております。

・面会は、8:30～20:00 を原則とします。

・消灯時間は、21:00 とします。

・外出・外泊は、事前に届け出て、医師の許可を得ていただきます。

・飲酒は禁止とします。

・施設内は禁煙といたします。

・火気の取り扱いは禁止といたします。

・設備・備品の利用は、事前に施設管理者に申し出て許可を得ていただくこととします。

・所持品・備品等の持ち込みは、日常生活に必要な物最小限とさせていただきます。

・金銭・貴重品の管理は、自己責任とし、必要のないものは持ち込まないこととさせていただきます。

・施設外での受診は、事前に施設の医師にご連絡いただき、指示を仰いでいただくこととします。相談連絡無く受診された場合、当施設管理外の受診対応とさせていただきます。

・ペットの持ち込みは禁止とさせていただきます。

・他利用者への迷惑行為は禁止とします。

・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

・緊急時には、申込書にご記入いただいた連絡先に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

利用者及びご家族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。又、当施設以外にも市町村の窓口や国民健康団体連合会等へも申し出ることができます。

1. アルメリア ご要望・苦情相談窓口

①担当支援相談員、あるいは受付窓口（事務係）までお申し出ください。

電話：048-574-8777

mail: armeria@koubunkai.jp

②ご意見箱（玄関ホール他、施設内談話コーナーに設置）

施設内に設置してあるご意見箱にお気軽にご投書ください。

①②で寄せられたご要望・苦情等は、苦情接遇委員会、幹部出席の会議で検討し、対応致します。

2. 深谷市役所 長寿福祉課 介護保険係

〒366-8501 深谷市仲町 11 番地 1 048-574-6645

3. 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係

〒338-0002 さいたま市中央区大字下落合 1704 番 048-824-2568

5. 非常災害対策

・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓

・防災訓練 年 2 回以上

<別紙3>

入所サービス 利用者負担金

市区町村が発行する介護保険証の要介護度及び介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.14 円(7級地)

2026 年 8 月 1 日現在

サービス種類	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
介護保健施設サービス費(Ⅱ-ⅰ) 従来型個室入所の場合	要介護1	769 円/日	1,538 円/日	2,306 円/日
	要介護2	855 円/日	1,710 円/日	2,565 円/日
	要介護3	974 円/日	1,947 円/日	2,921 円/日
	要介護4	1,056 円/日	2,112 円/日	3,167 円/日
	要介護5	1,133 円/日	2,266 円/日	3,398 円/日

サービス種類	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
介護保健施設サービス費(Ⅱ-ⅱ) 多床室(4人室)入所の場合	要介護1	851 円/日	1,702 円/日	2,553 円/日
	要介護2	937 円/日	1,874 円/日	2,811 円/日
	要介護3	1,059 円/日	2,118 円/日	3,176 円/日
	要介護4	1,137 円/日	2,274 円/日	3,411 円/日
	要介護5	1,214 円/日	2,428 円/日	3,642 円/日

サービス種類	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ-ⅰ) ユニット型個室入所の場合	要介護1	941 円/日	1,882 円/日	2,823 円/日
	要介護2	1,029 円/日	2,057 円/日	3,085 円/日
	要介護3	1,146 円/日	2,292 円/日	3,438 円/日
	要介護4	1,226 円/日	2,452 円/日	3,678 円/日
	要介護5	1,306 円/日	2,611 円/日	3,916 円/日

各種加算	1割負担	2割負担	3割負担
■夜勤職員配置加算	25 円/日	49 円/日	73 円/日
厚生労働大臣が定める基準以上夜勤職員を配置している場合に加算。			
■短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	262 円/日	524 円/日	785 円/日

入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所日から起算して3ヶ月以内に、集中的にリハビリテーションを行った場合であり、かつ原則として入所時及び1月に1回以上 ADL 等の評価を行い、評価結果を厚生労働省へ提出、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している時に加算。			
■短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	203 円/日	406 円/日	609 円/日
入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所日から起算して3ヶ月以内に、集中的にリハビリテーションを行った場合に加算。			
■認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	244 円/日	487 円/日	731 円/日
医師が認知症と判断し、リハビリテーションにより生活機能の改善が見込まれるご利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合であり、かつ退所後に生活が想定される居宅等を訪問し、リハビリテーション計画書を作成している場合、入所日から起算して3ヶ月以内に限り、1週間に3回を限度として加算。			
■認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	122 円/日	244 円/日	366 円/日
医師が認知症と判断し、リハビリテーションにより生活機能の改善が見込まれるご利用者に対して、リハビリテーション計画に基づき、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、入所日から起算して3ヶ月以内に限り、1週間に3回を限度として加算。			
■認知症ケア加算	78 円/日	155 円/日	232 円/日
認知症自立度のランクⅢ～Ⅳに該当すると医師が判断し、認知症専門棟においてサービスを受けた場合に加算。			
■若年性認知症利用者受入加算	122 円/日	244 円/日	366 円/日
若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合加算。			
■外泊時加算	367 円/日	734 円/日	1,102 円/日
施設外に外泊された場合、1ヶ月に6日(外泊初日と帰所日除く)を限度として上記該当介護保健施設サービス費に代えて加算。			
■ターミナルケア加算			
医師により回復の見込みがないと診断された利用者に、入所者または家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画が作成されている場合に加算。			
☐ 死亡日	1,724 円/日	3,448 円/日	5,172 円/日
☐ 2～3日前	862 円/日	1,724 円/日	2,586 円/日
☐ 4～30日前	163 円/日	325 円/日	487 円/日
☐ 31～45日前	82 円/日	163 円/日	244 円/日
■療養体制維持特別加算(Ⅰ)	28 円/日	55 円/日	83 円/日
介護職員の数が4:1以上である事。 転換前が基準に該当する療養病床を有する病院であった。			

■療養体制維持特別加算(Ⅱ)	58 円／日	116 円／日	174 円／日
入所者のうち吸引若しくは経管栄養が実施される方が20%以上、重篤な認知症状・行動が頻繁にみられる方の割合が50%以上。			
■初期加算(Ⅰ)	61 円／日	122 円／日	183 円／日
急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、介護老人保健施設に入所したものについて加算。			
■初期加算(Ⅱ)	31 円／日	61 円／日	92 円／日
入所した日から起算して30日以内の期間について加算。			
■退所時栄養情報連携加算(1月に1回を限度)	71 円／回	142 円／回	213 円／回
厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対して、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合加算。			
■再入所時栄養連携加算	203 円／日	406 円／日	609 円／日
介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算。			
■入所前後訪問指導加算			
入所期間が1ヶ月を越えると見込まれる者の入所予定日前30日以内または入所後7日以内に、退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合に、次に掲げる区分に応じ、入所中いずれか1回を限度として加算。			
(Ⅰ)退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合加算。	457 円／回	913 円／回	1,369 円／回
(Ⅱ)退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合加算。	487 円／回	974 円／回	1,460 円／回
■退所時等支援等加算			
□試行的退所時指導加算	406 円／回	812 円／回	1,217 円／回
試行的に退所させる場合において、その家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合。			
□退所時情報提供加算(Ⅰ)	507 円／回	1,014 円／回	1,521 円／回
居宅へ退所する利用者について、退所後の主治医に対して必要な情報を提供した場合加算。			
□退所時情報提供加算(Ⅱ)	254 円／回	508 円／回	761 円／回
医療機関へ退所する利用者について、退所後の医療機関に対して必要な情報を提供した場合加算。			
□入退所前連携加算(Ⅰ)	609 円／回	1,217 円／回	1,826 円／回
入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に入所者が退所後に利用を希望される居宅介護支援事業所と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合の加算。			
□入退所前連携加算(Ⅱ)	406 円／回	812 円／回	1,217 円／回

退所に先立って、希望される居宅介護支援事業所と施設が情報提供や連携、調整等を行った場合加算。			
□訪問看護指示加算	305 円／回	609 円／回	913 円／回
退所後、訪問看護が必要と認められ訪問看護指示書を交付した場合加算。			
■協力医療機関連携加算	51 円／月	102 円／月	153 円／月
協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、病歴等情報共有する会議を定期的に行う場合加算。			
■経口移行加算	29 円／日	57 円／日	86 円／日
経管栄養から経口栄養に移行するため、計画し実施した場合に加算。			
■経口維持加算（Ⅰ）	406 円／月	812 円／月	1,217 円／月
医師又は歯科医師の指示を受けた栄養士又は管理栄養士が、経口摂取をしており嚥下障害や誤嚥が認められる入所者の栄養管理を行った場合や、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を他業種が共同して経口維持計画が作成された場合180日を限度に加算。			
■経口維持加算（Ⅱ）	102 円／月	203 円／月	305 円／月
経口維持加算（Ⅰ）が算定されていること。 入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加していることにより加算。			
■口腔衛生管理加算（Ⅰ）	92 円／月	183 円／月	274 円／月
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に加算。			
■口腔衛生管理加算（Ⅱ）	112 円／月	224 円／月	335 円／月
（Ⅰ）に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出した場合の加算。			
■療養食加算	7 円／回	13 円／回	19 円／回
医師の発行する食事箋に基づき療養食を提供した場合に加算。			
■所定疾患施設療養費（Ⅰ）	243 円／日	485 円／日	728 円／日
肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、1ヶ月に7日間を限度として加算。			
■所定疾患施設療養費（Ⅱ）	487 円／日	974 円／日	1,461 円／日
上記（Ⅰ）に加え、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合加算。			
■認知症専門ケア加算（Ⅰ）	4 円／日	7 円／日	10 円／日
入所者の総数のうち認知症の方の割合が2分の1以上。 認知症介護に係る専門的な研修を終了している職員が、厚生労働大臣が定める基準以上配置している場合に加算。			
■認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	153 円／月	305 円／月	457 円／月

認知症の者の占める割合が2分の1以上、専門的な研修を修了した者を1名以上配置し、評価を計画的に行い、測定し、チームケアを実施、評価や計画の見直し等行っている場合に加算。			
■リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	54 円/月	108 円/月	162 円/月
入所者の口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報の共有と、必要に応じてリハビリテーションの計画の見直しを行った場合加算。			
■リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	34 円/月	67 円/月	101 円/月
医師の医学的評価を少なくとも3カ月に1回を実施することに加え、医師・看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種が共同して自立支援に係る計画を策定し、少なくとも3カ月に1回の見直しをした場合の加算。			
■褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	4 円/月	7 円/月	10 円/月
褥瘡発生を予防する為、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し新たな評価を行う場合に加算。			
■排せつ支援加算(Ⅰ)	11 円/月	21 円/月	43 円/月
排泄障害等の為、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成かつ3カ月に1回の見直しをして、その計画に基づき支援した場合に加算。			
■排せつ支援加算(Ⅱ)	16 円/月	31 円/月	46 円/月
(Ⅰ)に加え、入所時と比較し、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善していること。			
■自立支援促進加算	305 円/月	609 円/月	913 円/月
医師の医学的評価を少なくとも6カ月に1回を実施することに加え、医師・看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種が共同して自立支援に係る計画を策定し、少なくとも3カ月に1回の見直しをした場合の加算。			
■科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	41 円/月	82 円/月	122 円/月
入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況などの基本的な情報を厚生労働省へ提出した場合の加算。			
■安全対策体制管理(入所時に1回算定)	21 円	41 円	61 円
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合加算。			
■高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	11 円/月	21 円/月	31 円/月
医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制の確保、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決め協力医療機関と連携、院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加している場合に加算。			
■高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	6 円/月	11 円/月	16 円/月
3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実施指導を受けていること。			
■新興感染症等施設療養費(1月1回連続5日を限度)	244 円/日	487 円/日	731 円/日
感染症に感染した場合、診療や入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入所者等に対して感染対策を行ったうえで介護サービスを行なった場合加算。			
■生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	102 円/月	203 円/月	305 円/月

(Ⅱ)の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、役割分担の取り組み等を行い、1年以内ごとに1回業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提出を行った場合加算。			
■生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11 円/月	21 円/月	31 円/月
委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入、1年以内ごとに1回、業務改善取り組みによる効果を示すデータの提供を行った場合加算。			
■サービス提供体制強化加算			
(Ⅰ)介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上、または勤続10年以上介護福祉士35%以上である場合の加算。	23 円/日	45 円/日	67 円/日
■介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			
当施設が介護職員の処遇改善計画策定や実施、報告等必要な条件を満たした場合、所定単位数×9.7%を加算。			
■緊急時施設療養費			
■緊急時治療管理	526 円/日	1,051 円/日	1,576 円/日
利用者の容態が急変した場合で、緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合に、1ヶ月に3日を限度として加算。			
■リハビリテーション指導管理	11 円/日	21 円/日	31 円/日
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が1名以上配置されている場合加算。			
■重度療養管理	122 円/日	244 円/日	366 円/日
常時頻回な喀痰吸引を実施している場合加算。			
■感染対策指導管理加算	7 円/日	13 円/日	19 円/日
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌等の感染を防止する十分な体制、設備がある場合加算。			
■褥瘡対策管理加算(Ⅰ)	7 円/日	13 円/日	18 円/日
褥瘡対策に十分な体制が整備されている場合加算。			
■言語聴覚療法	183 円/回	366 円/回	548 円/回
言語聴覚士が適切に配置されている場合加算。			
■摂食機能療法	188 円/日	376 円/日	563 円/日
摂食機能療法を30分以上行った場合に、1月に4回を限度として所定単位数を加算。			
■医学情報提供	254 円/回	507 円/回	761 円/回
入院治療の必要な方に対し、紹介状を添えて病院へ紹介を行った場合に加算。			
■多床室室料減算	-26 円/日	-52 円/日	-78 円/日
多床室利用の方は室料相当額控除。			

介護保険外			
	ユニット型個室	従来型個室	多床室
■居住費	1,970 円／日	1,700 円／日	910 円／日
■食費	1,800 円／日		
■利用者の選定する特別な食事	別紙申込書による		
■教養娯楽費	200 円／日		
■日用品費(タオルセット)	280 円／日		
■日用品費(タオル・肌着セット)	400 円／日		
■日用品費(タオル・肌着・衣類セット)	500 円／日		
■理美容代 ※髭剃りは別途	2,000 円(税込)		
■電気使用料	2,000 円／月(税込)		
■文書作成料1(検査を伴わない診断書等)	5,500 円(税込)		
■文書作成料2(成年後見制度用・死亡診断書等)	11,000 円(税込)		
■文書作成料3(検査を伴う診断書等)	22,000 円(税込)		
■業者洗濯代(1ネット)	523 円(税込)		
■洗濯代	100 円／1 回(税込)		

通所リハビリテーションサービス 利用者負担金

市区町村が発行する介護保険証の要介護度及び介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.17 円(7級地)

通所リハビリテーション

2026 年 8 月 1 日現在

サービス種類	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
介護老人保健施設 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ) (1～2時間)	要介護1	364 円/日	728 円/日	1,092 円/日
	要介護2	395 円/日	790 円/日	1,185 円/日
	要介護3	423 円/日	846 円/日	1,269 円/日
	要介護4	453 円/日	906 円/日	1,359 円/日
	要介護5	484 円/日	968 円/日	1,452 円/日
介護老人保健施設 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ) (6～7時間)	要介護1	687 円/日	1,374 円/日	2,061 円/日
	要介護2	816 円/日	1,632 円/日	2,448 円/日
	要介護3	942 円/日	1,884 円/日	2,826 円/日
	要介護4	1,096 円/日	2,192 円/日	3,288 円/日
	要介護5	1,245 円/日	2,490 円/日	3,735 円/日

各種加算	1割負担	2割負担	3割負担
■リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ			
リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直しを実施。 併せて、厚生労働省へ情報を提出した場合に算定。			
6ヶ月以内	603 円/月	1,206 円/月	1,809 円/月
6ヶ月超え	278 円/月	556 円/月	834 円/月
■短期集中個別リハビリテーション実施加算	112 円/日	224 円/日	336 円/日
退院日または通所開始日から起算して3月以内に集中してリハビリを提供した場合に算定。			
■中重度者ケア体制加算	21 円/日	42 円/日	63 円/日
要介護3以上の割合が30%以上で、看護師または介護職員を指定基準以上配置した場合算定。			
■入浴介助加算(Ⅱ)	61 円/日	122 円/日	183 円/日
医師の指示のもと自宅浴室の状況把握を行い、医師等が評価・助言をし利用者宅の状況に近い環境で入浴支援を行い 通所介護計画書の作成を行った場合算定			

■栄養アセスメント加算	51 円／日	102 円／日	153 円／日
管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、結果を説明。併せて相談等必要に応じ対応した場合に算定。			
■口腔機能向上加算（Ⅱ）	163 円／回	326 円／回	486 円／回
歯科衛生士が口腔機能改善のために計画等を行った場合に月2回を限度に算定。			
■口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5 円／回	10 円／回	15 円／回
介護支援専門員に対して、口腔・栄養状態を情報提供した場合、6ヶ月に1回算定。			
■サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	23 円／回	46 円／回	69 円／回
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上である場合算定。			
■リハビリテーション提供体制加算	25 円／日	50 円／日	75 円／日
リハビリテーションマネジメント加算を算定し、厚生労働大臣の定める基準の職員を配置した場合に算定。			
■重度療養管理加算	102 円／日	204 円／日	306 円／日
介護度3～5で厚生労働大臣が定める状態の利用者へ、計画的な医学的管理のもと、サービスを提供した場合に算定。			
■送迎減算	-49 円／片道	-98 円／片道	-146 円／片道
施設による送迎が行なわれなかった場合に合計単位数から減算。			
■科学的介護推進体制加算	41 円／月	82 円／月	123 円／月
厚生労働省が定める科学的介護情報システム（LIFE）を活用した場合に算定。			
■介護職員処遇改善加算（Ⅰ）			
当施設が介護職員の処遇改善計画策定や実施、報告等必要な条件を満たした場合、所定単位数×11.1%を加算。			
■理学療法士等体制強化加算	31 円／日	62 円／日	92 円／日
理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が専従かつ常勤で2名以上配置している場合に算定。			
介護保険外			
■食費	680 円／日		
■月定額食費	3,400 円／月		
■利用者の選定する特別な食事	別紙申込書による		
■教養娯楽費	100 円／日		
■日用品費	100 円／日		
■パット	70 円		
■紙おむつ	180 円		

■紙パンツ	200 円
-------	-------

介護予防通所リハビリテーション

サービス種類	介護度	1割負担	2割負担	3割負担
介護老人保健施設	要支援1	2,307 円／月	4,614 円／月	6,921 円／月
介護予防通所リハビリテーション費	要支援2	4,300 円／月	8,600 円／月	12,900 円／月

各種加算	1割負担	2割負担	3割負担
------	------	------	------

■サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 予防

介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上である場合算定	要支援1	90 円／月	179 円／月	269 円／月
	要支援2	179 円／月	358 円／月	537 円／月

■生活機能向上連携加算(Ⅰ)

理学療法士や医師からの助言を受けることができる体制があり、個別機能訓練計画を作成した場合、3ヶ月に1回を限度として算定。	102 円／月	204 円／月	306 円／月
--	---------	---------	---------

■一体的サービス提供加算

栄養改善サービス及び口腔機能サービスを月に2回以上行なった場合算定	489 円／月	977 円／月	1,465 円／月
-----------------------------------	---------	---------	-----------

■科学的介護推進体制加算

厚生労働省が定める科学的介護情報システム(LIFE)を活用した場合に算定。	41 円／月	82 円／月	122 円／月
---------------------------------------	--------	--------	---------

■栄養アセスメント加算

管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、結果を説明。併せて相談等必要に応じ対応した場合に算定。	51 円／月	102 円／月	153 円／月
---	--------	---------	---------

■介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

当施設が介護職員の処遇改善計画策定や実施、報告等必要な条件を満たした場合、所定単位数×11.1%を加算。
--

■利用12ヶ月超減算	要支援1	-123 円／月	-246 円／月	-369 円／月
	要支援2	-245 円／月	-490 円／月	-735 円／月

介護保険外	
■食費	680 円／日
■利用者の選定する特別な食事	別紙申込書による
■教養娯楽費	100 円／日
■日用品費	100 円／日
■保険外自費利用	3,300 円(税込み)
■パット	70 円
■紙おむつ	180 円
■紙パンツ	200 円